

総務委員会資料

平成30年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第103号

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例
の制定について

資料1 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正
する条例の概要について

資料2 新旧対照表

平成30年5月30日

総務企画局

議案第103号関係

川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の概要について

1 改正する条例

- (1) 川崎市職員退職手当支給条例
- (2) 川崎市特別職員給与条例
- (3) 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例
- (4) 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
- (5) 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

2 一般職の退職手当に係る改正内容

(1) 支給の割合の引下げ（第1条関係）

一般職の退職手当について、国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等を勘案し、勤続期間の区分に応じた支給の割合の引下げを行うもの

各退職事由の最高支給率

ア 普通退職による退職者（退職手当支給条例第3条）

勤続期間 43年49.59月 → 勤続期間 43年47.709月

イ 公務外傷病による退職者（退職手当支給条例第4条）

勤続期間 40年49.59月 → 勤続期間 40年47.709月

ウ 定年・勸奨等による退職者（退職手当支給条例第5条）

勤続期間 35年49.59月 → 勤続期間 35年47.709月

エ 公務上死亡等による退職者（退職手当支給条例第5条）

勤続期間 35年49.59月 → 勤続期間 35年47.709月

(2) 保障する退職手当の額の引下げ（第1条関係）

平成29年3月の県費負担教職員の給与負担の移譲に伴う条例改正の際に保障することとした退職手当の額について、今回の引下げに併せて引下げを行うもの

(3) 保障する退職手当の額の引下げ（第2条関係）

平成19年3月の給与構造改革に伴う条例改正の際に保障することとした退職手当の額について、今回の引下げに併せて引下げを行うもの

3 特別職の退職手当に係る改正内容

特別職の退職手当について、国の特別職の退職手当の支給水準の引下げに準じて、支給率の引下げを行うもの（第3条～第6条関係）

ア 市長	100分の54	→	100分の52
イ 副市長	100分の39	→	100分の38
ウ 上下水道事業管理者	100分の31	→	100分の30
エ 病院事業管理者	100分の31	→	100分の30
オ 教育長	100分の31	→	100分の30

4 附則

平成30年9月1日から施行

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間(その者の勤続期間が43年を超えるときは、これを43年とする。)を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の67</u></p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の128.79</u></p> <p>(3) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の178</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の128</u></p> <p>(5) 31年以上35年以下の期間については、1年につき<u>100分の108</u></p> <p>(6) 36年以上40年以下の期間については、1年につき<u>100分の100</u></p> <p>(7) 41年以上の期間については、1年につき<u>100分の81</u></p> <p>(傷病による退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 傷病によりその職に堪えず退職した者(次条の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間(その者の勤続期間が40年を超えるときは、これを40年とする。)を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の80</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の110.38</u></p>	<p>○川崎市職員退職手当支給条例 昭和23年12月28日条例第73号 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間(その者の勤続期間が43年を超えるときは、これを43年とする。)を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の70</u></p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の140</u></p> <p>(3) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の180</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の130</u></p> <p>(5) 31年以上35年以下の期間については、1年につき<u>100分の110</u></p> <p>(6) 36年以上40年以下の期間については、1年につき<u>100分の102</u></p> <p>(7) 41年以上の期間については、1年につき<u>100分の83</u></p> <p>(傷病による退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 傷病によりその職に堪えず退職した者(次条の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間(その者の勤続期間が40年を超えるときは、これを40年とする。)を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の80</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の140</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の149</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の179</u></p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の138</u></p> <p>(6) 31年以上35年以下の期間については、1年につき<u>100分の118</u></p> <p>(7) 36年以上の期間については、1年につき<u>100分の99.8</u></p> <p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の150</u></p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の180</u></p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の140</u></p> <p>(6) 31年以上35年以下の期間については、1年につき<u>100分の120</u></p> <p>(7) 36年以上の期間については、1年につき<u>100分の101.8</u></p> <p>(定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第5条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で川崎市職員 の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第4条の規定により 引き続き勤務した後退職した者を含む。）、法律の規定に基づく任期を終 えて退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で あって任命権者が市長の承認を得たもの、通勤（地方公務員災害補償法（昭 和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下 同じ。）による傷病により退職した者又は死亡により退職した者（次項の 規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月 額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これ を35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて 得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の80</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の158.88</u></p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の205</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の148</u></p> <p>(5) 31年以上の期間については、1年につき<u>100分の77.3</u></p>	<p>第5条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で川崎市職員 の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第4条の規定により 引き続き勤務した後退職した者を含む。）、法律の規定に基づく任期を終 えて退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で あって任命権者が市長の承認を得たもの、通勤（地方公務員災害補償法（昭 和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下 同じ。）による傷病により退職した者又は死亡により退職した者（次項の 規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月 額に、その者の勤続期間（その者の勤続期間が35年を超えるときは、これ を35年とする。）を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて 得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の80</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の183.5</u></p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の209</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の151</u></p> <p>(5) 31年以上の期間については、1年につき<u>100分の79.3</u></p>
<p>2 定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を 生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職し た者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間 （その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の 各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の125.5</u></p>	<p>2 定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少により過員若しくは廃職を 生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職し た者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間 （その者の勤続期間が35年を超えるときは、これを35年とする。）を次の 各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の130</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の120.78</u></p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の178</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の149</u></p> <p>(5) 31年以上の期間については、1年につき<u>100分の77.3</u></p>	<p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の141.5</u></p> <p>(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の180</u></p> <p>(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の151</u></p> <p>(5) 31年以上の期間については、1年につき<u>100分の79.3</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～5 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p>
<p>(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)</p>	<p>(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)</p>
<p>6 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「市給与条例」という。)の適用を受けることとなったもの(以下「旧県費負担教職員」という。)が移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。)の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。</p>	<p>6 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「市給与条例」という。)の適用を受けることとなったもの(以下「旧県費負担教職員」という。)が移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。)の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。</p>
<p>7 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないで国等の職員となり、第10条第2項の規定により、第5条の2第2項第2号に掲げる期間が第10条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であって、移譲日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したものとし、かつ、その者の同日まで</p>	<p>7 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないで国等の職員となり、第10条第2項の規定により、第5条の2第2項第2号に掲げる期間が第10条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であって、移譲日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により職員として退職したものとし、かつ、その者の同日まで</p>

改正後	改正前
<p>の勤続期間として取り扱われるべき期間及び同日において県給与条例の規定により受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額を基礎として、同日における県条例の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額より多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。</p>	<p>の勤続期間として取り扱われるべき期間及び同日において県給与条例の規定により受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額を基礎として、同日における県条例の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額より多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。</p>
<p>8 前2項の場合において、移譲日の前日における県条例附則第19項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和48年神奈川県条例第49号)附則第3項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、移譲日の前日における職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年神奈川県条例第9号)附則第2条第1項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」と、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」とする。</p>	<p><新規></p>
<p>9 市給与条例附則第26項から第28項までの規定による職務の級及び号給の切替えに伴う旧県費負担教職員の給料月額の減額は、この条例第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、同項の規定を適用する。</p>	<p>8 市給与条例附則第26項から第28項までの規定による職務の級及び号給の切替えに伴う旧県費負担教職員の給料月額の減額は、この条例第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、同項の規定を適用する。</p>
<p>10 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないで国等の職員となったものの第10条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは「職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)第7条の5第4項」とする。 (失業者の退職手当に関する暫定措置)</p>	<p>9 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないで国等の職員となったものの第10条第2項の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは「職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)第7条の5第4項」とする。 (失業者の退職手当に関する暫定措置)</p>
<p>11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認</p>	<p>10 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認</p>

改正後	改正前
<p>めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p> <p>附 則（平成19年3月20日条例第10号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第6条までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。この場合において、旧条例第3条が</p>	<p>めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p> <p>附 則（平成19年3月20日条例第10号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第6条までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。この場合において、旧条例第3条が</p>

改正後

ら第5条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	45年	43年
第3条第1号	100分の75	100分の67
第3条第2号	100分の140	100分の128.79
第3条第3号	100分の240	100分の178
第3条第4号	100分の160	100分の128
第3条第5号	100分の125	100分の108
第3条第6号	100分の120	100分の100
第3条第7号	100分の110.6	100分の81
第4条第1項第1号	100分の100	100分の80
第4条第1項第2号	100分の145	100分の110.38
第4条第1項第3号	100分の195	100分の149
第4条第1項第4号	100分の245	100分の179
第4条第1項第5号	100分の170	100分の138
第4条第1項第6号	100分の125	100分の118
第4条第1項第7号	100分の105.6	100分の99.8
第4条第2項第1号	100分の115	100分の80
第4条第2項第2号	100分の148	100分の152.18
第4条第2項第3号	100分の223	100分の178
第4条第2項第4号	100分の248	100分の199
第4条第2項第5号	100分の175	100分の139
第4条第2項第6号	100分の161.6	100分の126
第5条第1項第1号	100分の130	100分の80
第5条第1項第2号	100分の150	100分の158.88
第5条第1項第3号	100分の250	100分の205

改正前

ら第5条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	45年	43年
第3条第1号	100分の75	100分の70
第3条第3号	100分の240	100分の180
第3条第4号	100分の160	100分の130
第3条第5号	100分の125	100分の110
第3条第6号	100分の120	100分の102
第3条第7号	100分の110.6	100分の83
第4条第1項第1号	100分の100	100分の80
第4条第1項第2号	100分の145	100分の140
第4条第1項第3号	100分の195	100分の150
第4条第1項第4号	100分の245	100分の180
第4条第1項第5号	100分の170	100分の140
第4条第1項第6号	100分の125	100分の120
第4条第1項第7号	100分の105.6	100分の101.8
第4条第2項第1号	100分の115	100分の80
第4条第2項第2号	100分の148	100分の170
第4条第2項第3号	100分の223	100分の190
第4条第2項第4号	100分の248	100分の200
第4条第2項第5号	100分の175	100分の140
第4条第2項第6号	100分の161.6	100分の131.8
第5条第1項第1号	100分の130	100分の80
第5条第1項第2号	100分の150	100分の183.5
第5条第1項第3号	100分の250	100分の209

改正後				改正前			
第5条第1項第4号	100分の180	<u>100分の148</u>		第5条第1項第4号	100分の180	<u>100分の151</u>	
第5条第1項第5号	100分の95.6	<u>100分の77.3</u>		第5条第1項第5号	100分の95.6	<u>100分の79.3</u>	
3～8 (略)				3～8 (略)			

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (退職手当)</p> <p>第7条 特別職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長については<u>100分の52</u>、副市長については<u>100分の38</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、特別職員の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第12条第2号中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、市長）」とする。</p>	<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (退職手当)</p> <p>第7条 特別職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長については<u>100分の54</u>、副市長については<u>100分の39</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、特別職員の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第12条第2号中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、市長）」とする。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (退職手当)</p> <p>第7条 上下水道事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、上下水道事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (退職手当)</p> <p>第7条 上下水道事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の31</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、上下水道事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (退職手当)</p> <p>第7条 病院事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、病院事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (退職手当)</p> <p>第7条 病院事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の31</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、病院事業管理者の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (退職手当)</p> <p>第7条 教育長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (退職手当)</p> <p>第7条 教育長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の31</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>